○琉球大学附属図書館貴重資料等取扱及び利用に関する要項

(昭和62年9月22日制定)

改正　平成2年10月24日　平成23年9月29日
平成24年6月29日　令和2年12月1日
令和5年3月29日　令和6年3月14日
令和7年3月28日

(趣旨)

第1条　この要項は、琉球大学附属図書館規則第8条第1項の規定に基づき、琉球大学附属図書館における貴重資料及び準貴重資料(以下「貴重資料等」という。)の取扱い及び利用に関し、必要な事項を定める。

(認定)

第2条　貴重資料等の認定は、別に定める琉球大学附属図書館貴重資料等認定基準により、附属図書館長（以下「館長」という。）が行う。

(管理)

第3条　貴重資料は、附属図書館内貴重資料室に配架する。

2　準貴重資料は、前項以外の長期保存に適した場所に配架する。

(利用者の範囲)

第4条　貴重資料等は、次に掲げる者が利用することができる。

(1)　国立大学法人琉球大学（以下「本法人」という。）の役員及び職員

(2)　学術研究機関その他の類縁機関に所属する役員及び職員

(3)　その他、館長が認めた者

(利用の許可)

第5条　貴重資料等は、次に掲げる目的で利用することができる。

(1)　学術研究又は学術調査

(2)　教育

(3)　その他、館長が必要と認めた場合

2　貴重資料等を閲覧又は撮影しようとする者は、貴重資料等利用申請書(別紙様式1)又は附属図書館がウェブサイト上に用意した、決められた形式で、決められた必要項目にデータの入力や選択ができるように入力欄が作成されたウェブページ（以下「フォーム」という。）に必要事項を記入（フォームにあっては入力）の上、館長の許可を得なければならない。

3　館長は、次の事項に該当する場合、貴重資料等の利用を謝絶することができる。

(1)　資料の保存に悪影響を及ぼすおそれがある場合

(2)　著作権、肖像権その他これらに類するものを侵害するおそれがある場合

(3)　その他資料の利用を許可することが適当でない場合

(4)　第2項により利用申請された資料が、琉球大学附属図書館貴重資料等認定基準第3条第5号に該当する資料（以下、「大学史資料」という。）であって、当該資料に独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（平成13年法律第140号）第5条各号に該当する情報を含む可能性がある場合には、総務部総務課と協議の上、当該資料の利用の可否について、本法人内の関係部局に意見を求めることができる。

(許可の条件)

第6条　館長は、前条の許可を行う場合は、次に掲げる条件を付すものとする。

(1)　貴重資料等の利用に際しては、附属図書館の職員の指示に従うこと。

(2)　適切な取扱いの下で利用し、許可された目的以外の目的に使用しないこと。

(3)　利用にあたっては著作権、肖像権や個人のプライバシー等、これらに類するものを侵害しないよう留意すること。

(4)　貴重資料等の撮影は、職員の立会いの下に行うこと。

(5)　貴重資料等を損傷したときは、原状回復を行うか、又は当損害の額に相当する金額を弁償すること。

2　館長は、前項に掲げる条件のほか、必要と認める条件を付すことができる。

(持出し)

第7条　貴重資料等の館外への持出しに関する事項については、琉球大学附属図書館図書貸付手続要項に定める。

(大学史資料の二次利用)

第8条　大学史資料（資料に掲載された特定の著作物を対象とする場合を含む。この条において同じ。）を出版物、ウェブサイト等への掲載、テレビ放映、展示（現物を用いて行う場合を除く。）のほか、これらに類する利用をしようとする利用者は、第5条第2項の申請とは別に、フォームから申請し、館長の許可を得なければならない。

2　前項で利用申請された大学史資料の著作権を、附属図書館以外の学内の部局等が有する場合も、その諾否は館長名をもって行う　。

3　第1項の利用申請について、フォームからの入力ができないやむをえない理由があると認められる場合には、全ての必要事項が記載された任意様式による申請を受け付けることができる。

(雑則)

第9条　この要項に定めるもののほか、この要項の実施に関し必要な事項は、館長が別に定める。

(改廃)

第10条　この要項の改廃は、琉球大学附属図書館運営委員会の議を経て館長が行う。

附　則

この要項は、昭和62年9月22日から施行する。

附　則(平成2年10月24日)

この要項は、平成2年10月24日から施行する。

附　則(平成23年9月29日)

この要項は、平成23年10月1日から施行する。

附　則(平成24年6月29日)

この要項は、平成24年7月1日から施行する。

附　則(令和2年12月1日)

1　この要項は、令和2年12月1日から実施する。

2　琉球大学附属図書館沖縄関係資料に関する取扱要項(昭和62年9月22日制定)は、廃止する。

附　則(令和5年3月29日)

この要項は、令和 5 年4月1日から施行する

附　則(令和6年3月14日)

この要項は、令和6年4月1日から実施する。

附　則(令和7年3月28日)

この要項は、令和7年4月1日から施行する。

別紙様式1(第5条関係)

貴重資料等利用申請書

様式

[別紙参照]